

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則に規定する内容（案）について寄せられた意見に対する考え方・対応
 1. 第一種指定化学物質の排出量の算出の方法について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>排出量の算出にあたっては、原則として「P R T R 排出量等算出マニュアル」に基づいて算出を行うこととするべきです。</p> <p>（理由） 排出量を算出する際、1～5のどの方法を用いるかによって、精度や作業量に大きな差が生じることが想定されるため、算出方法の適用にあたっての基本的な考え方を示す必要があるのではないのでしょうか。そこで、この基本的考え方については「P R T R 排出量等算出マニュアル」に示されていることから、規則文の中に本意見内容の記述が必要なのではないのでしょうか。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>（理由） 化学物質の製造プロセス等が多種多様であり、施行規則において具体的な排出量等の算出方法を限定的に定めることは現実的ではないと考えます。排出量等算出マニュアルに記載された算出方法は参考例であり、法施行規則に定める範囲内で別の方法で把握する方がより正確かつ効率的と思われる場合は、その方法により、排出量及び移動量の算出を行っても構いません。</p>
2	<p>「排出係数を用いる方法」に適用する「排出係数あるいは排出原単位」については、「P R T R 排出量等算出マニュアルに記載されたのに限る。」とするべきです。</p> <p>（理由） 同一工程であっても「排出係数あるいは排出原単位」が複数存在することが想定されるため、どの排出係数あるいは排出原単位を使用するかによって、精度に大きな差が生じることが想定されます。このため、排出係数を用いて排出量を算出する場合には、「P R T R 排出量等算出マニュアル」に記載された「排出係数あるいは排出原単位」のみを認めることとすべきではないのでしょうか。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>（理由） 排出係数には、排出量等算出マニュアルに掲載されたものだけでなく、業界別に算出した排出係数や、過去の測定結果等により求めた事業所独自の排出係数などがあります。排出量等算出マニュアルに掲載された排出係数よりも他の排出係数を用いた方が適切であると考えられる場合には、それを用いて算出を行って構いません。</p>
3	<p>具体例が示されるのでしょうか。それとも事業者は施行規則に基づいた考え方であれば事業者の実情に見合った算出方法が採用できるのでしょうか。</p> <p>（理由） 「次の方法により算出すること」だけでは上記の点がわかりません。報告する側としては困ったことになると思います。</p>	1	<p>排出量及び移動量の算出方法は、法施行規則に定める範囲内で事業者の実情に見合ったものを採用して下さい。なお、経済産業省及び環境省では、「排出量等算出マニュアル」を作成し、この中で具体的算出方法の参考例を示していく予定です。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
4	<p>特定第一種指定化学物質が酸化等で第一種指定化学物質に変化した場合の排出量及び移動量の記入方法を列記していただきたい。 (理由) 六価クロムが三価クロムとなった場合の記入方法が知りたい。</p>	1	<p>ある第一種指定化学物質が酸化等で第一種指定化学物質に変化することが明らかな場合は、各々の化学物質について取扱量を算出し、年間取扱量の要件に該当する場合は各々排出量及び移動量を把握、届出して下さい。</p> <p>ご質問の六価クロムについては、その含有率が0.1質量%以上の原材料等を使用しており、かつその年間取扱量が0.5トン/年以上の場合には、排出量及び移動量の届出が必要となる年間取扱量の要件を満たします。</p> <p>また三価クロムについては、その生成量が1トン/年以上の場合には、排出量及び移動量の届出が必要となる年間取扱量の要件を満たすこととなります。</p> <p>P R T R排出量等算出マニュアルにおいては、これを製造量として年間取扱量を計算し、このような場合の排出量及び移動量の算出例を示しますので、参考にしてください。</p>
5	<p>算出式や排出係数など、「的確であると認められる」という表現がありますが、具体的にどのようなものであるかを省令等で明示していただきたい。また、都道府県の窓口やインターネット上でその方法を公開してほしい。 (理由) 把握・算出する方法が曖昧になるのを避けるため。また、「通達」の形だと、法令集から省略されたりして、検索が難しくなるため。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 「的確であると認められる」とは、一般的に認められるような場合・方法を意味するものです。具体的な例示については排出量等算出マニュアルの中でできるだけお示ししますし、そのマニュアルは経済産業省及び環境省のホームページにも掲載していく予定です。</p>
6	<p>物質収支を用いる方法では、製品に付着するめっき皮膜量(金属元素の消費量)は、多種類のめっき工程と多種多様のめっき付着物の面積から算出方法では無理がある。 (理由) めっきは、Cu、Ni、Ag、黒色Crの多層であり、めっき部品はビス・ナットの小物からキャビネットまで多様。例示による方法は、めっき付着量の測定数が莫大となり現実的ではない。めっき液補給量、アノード減少量、廃液分析値からの重金属排出量の算出を認めてもらいたい。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 施行規則では、複数の排出量の算出の方法を示し、事業者の営む事業の実態に即した方法を選び、排出量を算出できるものとしています。P R T R排出量等算出マニュアルを参考にし、実態に即した方法で算出して下さい。</p>

2. 第一種指定化学物質の移動量の算出の方法について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>移動量の算出にあたっては、原則として「P R T R排出量等算出マニュアル」に基づいて算出を行うこととするべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>排出量を算出する際、1～5のどの方法を用いるかによって、精度や作業量に大きな差が生じることが想定されるため、算出方法の適用にあたっての基本的な考え方を示す必要があるのではないのでしょうか。そこで、この基本的考え方については「P R T R排出量等算出マニュアル」に示されていることから、規則文の中に本意見内容の記述が必要なのではないのでしょうか。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>化学物質の製造プロセス等は多種多様であり、施行規則において具体的な排出量等の算出方法を限定的に定めることは現実的ではないと考えます。排出量等算出マニュアルに記載された算出方法は参考例であり、法施行規則に定める範囲内で別の方法で把握する方がより正確かつ効率的と思われる場合は、その方法により、排出量及び移動量の算出を行っても構いません。</p>
2	<p>「排出係数を用いる方法」に適用する「排出係数あるいは排出原単位」については、「P R T R排出量等算出マニュアルに記載されたのに限る。」とするべきです。</p> <p>(理由)</p> <p>同一工程であっても「排出係数あるいは排出原単位」が複数存在することが想定されるため、どの排出係数あるいは排出原単位を使用するかによって、精度に大きな差が生じることが想定されます。このため、排出係数を用いて排出量を算出する場合には、「P R T R排出量等算出マニュアル」に記載された「排出係数あるいは排出原単位」のみを認めることとすべきではないのでしょうか。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>排出係数には、排出量等算出マニュアルに掲載されたものだけでなく、業界別に算出した排出係数や、過去の測定結果等により求めた事業所独自の排出係数などがあります。排出量等算出マニュアルに掲載された排出係数よりも他の排出係数を用いた方が適切であると考えられる場合には、それを用いて算出を行って構いません。</p>
3	<p>各製造業界別に概略係数を出して欲しい。</p> <p>(理由)</p> <p>例として、塗料、油に含まれるトルエン、キシレン等は、含有率に係数をかけることで大気への排出、製品としての排出が算出できる。</p>	1	<p>排出量等算出マニュアルは全対象事業者を想定した業種横断的なマニュアルであり、業種別の算出方法、排出係数までは記載しておりません。業界団体等が作成している業種別のマニュアルがある場合には、業界別の排出係数についてはそれらをご参照下さい。</p>

3. 排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>(1) 本施行規則(案)で述べている「業として1年間に取り扱う第一種指定化学物質(または特定第一種指定化学物質)が1トン(若しくは0.5トン)以上であるもの」とは、当該化学物質の他、施行令第五条で規定している当該物質を1%(もしくは0.1%)以上含有している製品が対象であると理解してよいか。</p> <p>(2) 施行令により取扱製品中の当該化学物質量の割合が1%を超えるため報告対象業者となった者は、本施行規則(案)に従えば、単に年間取扱量が1トン以上あれば1%未満であるものも含めて把握しうる限りの第一種指定化学物質の排出・移動量を把握する必要が生じるように読める。施行令では、製品に含まれる第一種指定化学物質量の割合が1%未満の場合には当該製品を取り扱う事業者は報告対象外となっており、報告対象事業者となったら1%未満のものまで報告義務が生じるのはおかしい。</p> <p>(理由)</p> <p>法第二条第五項1項に、「第一種指定化学物質取扱事業者」の要件として、「当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するもの」との規定があり、施行令第五条において、この要件として「当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が1%以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が0.1%以上である製品」と規定されている。また、対象事業者の要件では、施行令第四条に、取り扱う原材料又は製品における当該指定化学物質の年間取扱量(施行令第四条)が設定されている。今回の施行規則では、「第一種指定化学物質取扱事業者」は含有率の如何にかかわらず、年間取扱量が下限値を超える全ての物質について排出量及び移動量を把握する必要があるように読めるが、施行令での規定との関係が不明確である。</p>	1	<p>(1) 業として1年間に取り扱う第一種指定化学物質の量は、事業所において製造した第一種指定化学物質の量や、事業所において使用した施行令第五条に規定する製品(質量割合1%以上。ただし特定第一種指定化学物質については質量割合0.1%以上)に含有される第一種指定化学物質の量等を合計した量です。</p> <p>(2) 排出量については、取扱量とは異なり、含有率の裾切りは設けられておりません。施行令第五条は、第一種指定化学物質を含有する製品の要件を規定したものです。取扱量1トン以上とは(1)のとおり本法で規定する製品の場合は、質量割合1%以上(若しくは0.1%以上)のものであり、施行規則では事業所ごとに年間取扱量として1トン以上(若しくは0.5トン以上)の第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、届け出る旨規定するものです。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
2	把握する物質は1トン(0.5トン)以上の物質のみでよろしいのでしょうか。一つの物質でもそれ以上となった場合は第一種指定化学物質すべてを把握する必要はあるのでしょうか。	1	当該事業所において業として取り扱う第一種指定化学物質の取扱量が年間1トン以上(平成13年度、14年度は年間5トン以上、ただし、特定第一種指定化学物質については年間0.5トン以上)の物質について把握し、届出を行うこととなります。なお、特別要件施設に該当する施設が事業所に設置されている場合には、他法令で測定対象となっている第一種指定化学物質について排出量等の把握、届出が必要となります。
3	会社には全国に事業所があり、その中で一の事業所でも施行令第4条に規定される23業種に該当、業として一年間に取り扱う第一種指定化学物質が1トン(経過措置期間は5トン)(特定第一種は0.5トン)以上を取り扱う場合に、第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握する義務が生じるが、どれくらいの取扱量のある各地の事業所が排出量及び移動量を把握する義務の対象となるかは[1][2]によって今回明確となったが、排出量・移動量把握の対象となるその他各地事業所の業種については触れられていない。業種についてもどのような判断をすればよいかをわかるようにしてほしい。 (理由) 法に適切に対応できるようにするため。	1	施行令に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者の要件に該当する事業者は、事業所の業種にかかわらず、事業所ごとに施行規則に規定する事項(業として1年間に取り扱う第一種指定化学物質が1トン以上であるものの排出量及び移動量等)を把握し、届け出ることとなります。
4	法に定める「事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、…」とある付随的とは、何を指し、ここで発生する物質(異性体を含む副生物や非意図的物質)で第一種指定化学物質の取扱いの規定が明確ではない。 (理由) P R T Rの精神から、非意図的物質を含む付随的生成物も第一種指定化学物質に相当するものは届出の対象とし、施行規則に明記すべき。	1	原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 事業活動に伴って付随的に生成、または排出する物質は、施行令第4条第1号八、二、ホ、ヘに規定する施設(他法令で規定する施設)から排出される第一種指定化学物質であり、施行規則により他法令に基づく測定の対象となっている物質(ダイオキシン類等)についての排出量及び移動量を把握し、届け出ることとなります。

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
5	<p>以下のとおりの追加を行う。 事業所ごとに、次の事項を把握すること 「一定の土地、建物における」事業所ごとに次の事項を把握すること。 「ただし、線路における排出及び移動は含まない。」 (理由) 単に事業所という表現では、一定の事業を営んでいる期間、組織のことを指し、物理的範囲はその事業を営んでいる地域として考えられる。そのため、排出量、移動量の把握という観点では、その定義を事業所の存在する物理的な範囲に限定する必要があるため。 線路における化学物質等の排出は、移動発生源や土地利用からの排出であり、法第9条に基づく国が排出量を推計することが適当なものであり、事業者の届出によるものと明確に区分する必要があるため。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。 (理由) 法第5条第2項で規定されている届出については、第一種指定化学物質及び事業所ごとに行う旨規定されており、本施行規則においては事業所ごとに把握すべき具体的事項について規定するものです。 なお、線路は事業所には該当しません。</p>
6	<p>一年間に第一種指定化学物質を1トン以上使用している場合、排出量及び移動量が全く0(ゼロ)でも届出義務を生じるのか。 (理由) 施行規則案では、排出量及び移動量が0でも、把握、届出すべきと思われるが、明確に確認したい。</p>	1	<p>年間取扱量が1トン以上であれば、その物質の把握、届出の義務があります。排出量等の算出結果が0.0kgであっても、当該事業者としての排出量等の状況を示す数値として届出を行う意義が認められますので、届出していただくことが必要です。</p>
	<p>「取扱量」の定義(対象と範囲)を明確にしてほしい。 (理由) 「取扱量」については、本施行規則(案)において「製造量、使用量等の取扱量の合計」との記述しかなく、当該第一種指定化学物質若しくは当該物質を含む製品の製造量及び使用量を指すものと思われるが、例えば、以下のような事例においては施行規則(案)の内容だけでは判断がつかかねる。当該物質を全量リサイクルし、環境中への排出並びに移動がない場合、年間使用量が1トンを超えれば上述の「取扱量」の要件を満たすため対象となるが、その場合排出量は「ゼロ」として報告するのか? PRTR制度の目的からみて、排出・移動量がゼロのものを報告することは無意味と思われる。</p>	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
7	<p>「当該事業者が測定したものに限り」とありますが、この測定したものについては、当該年度に測定したものと具体的に期間を限定する必要があります。</p> <p>(理由)</p> <p>下水道の流入水質及び水量は年変動し、事業場の新設あるいは廃止などにより処理区内の発生源の状況も変わってきますので、当該年度に測定したものに限り必要があると考えます。また、期間を限定しないと事業場の廃止等により点源からの排出がなくなり明らかに下水道への流入が無いと確認できた場合でも、一度測定したものは、将来継続して把握する義務を負うことになります。</p>	1	<p>ご指摘も踏まえ、「当該事業者が測定したものに限り」については、施行規則第4条第1項ニにおいて「下水道法の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量」と規定し、対象物質を明らかにしました。また、排出量の算出方法は、測定値を用いる方法を含めた施行規則第2条で規定する方法となります。</p> <p>したがってこの場合、必ず実測値が存在するため実測値を用いて算出する方法によることが多いと考えられますが、法施行規則に定める範囲内で別の方法により把握することを妨げるものではありません。</p>
	<p>排出・移動量の把握は、「当該事業者が測定したものに限り」と限定せず、排出係数や物性値等推計による算出方法も可能としていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>事業場等から下水道への排除が明らかな物質については、排出・移動量を把握していく必要があると考えていますが、物質によっては、水質、大気等媒体ごとの分析法は確立されていない場合もあり、媒体によっては、排出係数や物性値等による推計値の方が測定値より正しい場合も考えられます。</p>	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
8	<p>廃棄物処理法上の廃棄物焼却施設からの第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、「当該事業者が測定したものに限り」との条件がありますが、廃棄物焼却施設に関しては、この条件を除外するか、「当該事業者が把握できるものに限り」と修正していただきたいと思っております。</p> <p>(理由)</p> <p>P R T Rパイロット事業の排出量等算出マニュアルのQ & Aでは、「トルエンを焼却施設の助燃剤として使用する場合、トルエンが全て分解しているとは限らないため、文献値等により排出量を把握するよう努めること」との回答があります。このように、測定以外の方法(文献値等)でも、焼却施設からの排出量・移動量は把握できる場合があります。また、原案の「当該事業者が測定したものに限り」という条件のままでは、大気汚染防止法等の環境法令に基づく測定義務が課せられない物質(例えば、排ガス中のフッ化水素)を自主的に測定した事業者は届出を行い、当該物質を排出しているにもかかわらず、自主測定をしない事業者は届出をしないことになり、事業者間で不公平が生じると思っております。</p>	1	<p>ご指摘も踏まえ、政令における規定ぶりに合わせ、他法令で定める規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の他法令に規定する施設からの排出量及び移動量とし、本法において把握すべき物質が明確となるよう、施行規則第4条第1項八・二・ホ・ヘ・ト・チの条文に規定しました。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
9	<p>基本的に、第一種指定化学物質を主体的に取り扱わず、取扱量による要件の設定が困難な下水道業又は廃棄物処理業を営む者を対象とすべきである。なお、上記事業者以外については、前項〔1〕〔2〕の規定に基づき、届出物質の把握を行うものと解釈している。</p> <p>(理由)</p> <p>本法では、取扱量の把握が困難な下水道業や廃棄物処理業も対象事業者となっており、これらの事業者には、前項〔1〕〔2〕の規定による取扱量に基づく裾切り条件の適用は困難である。かといって全ての第一種指定化学物質の排出量等を把握し、届出することは不可能であるため、本項に従い、例えば廃棄物処理法等に基づき測定している物質を届出対象とすることは理解できる。</p> <p>しかし、取扱量の要件が適用できる事業者であって、産業廃棄物処理施設を設置している事業所内の廃棄物のみを処理する場合は、事業所内で取り扱う第一種化学物質量の把握が可能であることから、当然、前項〔1〕〔2〕の裾切り条件を適用すべきで、廃棄物処理施設を設置しているからといって、無条件に取扱量の裾切り条件なしに届出を課すべきではない。</p>	1	<p>ご指摘も踏まえ、施行令第4条第1号八、二、ホに規定する要件に対応するよう施行規則第4条の条文を規定しました。</p>
10	<p>本施行規則(案)の規定のままだと、当該設備を有する事業者は、まず当該設備からの排出物もしくは移動物の中に第一種指定化学物質が含まれているかどうかを調査・把握の上、仮に該当する物質が含まれていた場合、量の多寡にかかわらずその排出量及び移動量を把握・報告する義務を負うこととなる。含まれているかどうか不明なものに何らの裾切り設定がないのははなはだ不公平な取扱であり、「測定の結果、該当物質があるレベル以上の濃度で含まれていた場合、その年間排出量等で一定の基準を超えるものについて把握・報告することとする」との規定を設けるべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>3.の【1】及び【2】で年間取扱量1トンもしくは0.5トン以上という裾切りレベルが明記されているにもかかわらず、【3】で規定する施設に対しては何らの裾切りレベルの設定がなく、極言すればたとえ微量であっても把握する必要が生じることとなるため、扱いが公平ではないと思われる。</p>	1	<p>ご指摘も踏まえ、政令における規定ぶりに合わせ、他法令で定める規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の他法令に規定する施設からの排出量及び移動量とし、本法において把握すべき物質が明確となるよう、施行規則第4条第1項八、二、ホ、ヘ、ト、チの条文に規定しました。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
	<p>(当該事業者が測定したものに限り)とあるが、「(当該事業者が測定したものに限り)」の表現の意図するところがよく汲み取れないので、意図している意味が分かる表現にしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>たとえば、外部専門測定業者に委託して測定してもらう場合は、当該事業者が測定したものと解するが、業者に委託するケースは含まれないものなのかがはっきりしない。</p>	1	
	<p>「P R T R法施行規則に規定する内容(案)」には、「同法施行令第4条第1号八～ホの要件に該当する第一種指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質(当該事業者が測定したものに限り)の排出量・移動量を把握、届出しなければならない」旨記載されている。ここでいう「測定したもの」とは何か。同法施行規則に具体的に定義されているのか。</p>	1	

5. 把握する移動量の区分

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>工場廃水をパイプラインにより直接、他の事業所の廃水処理施設に搬送する場合も、この「廃棄物の当該事業所の外への移動」として報告するのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>12年度パイロット事業では、「他の事業者の廃水処理施設への移動量」の項目を設けていました。また、他の事業者へパイプラインで搬送した廃水を、当該事業者が廃棄物としてみなさない可能性があります。これより、排水中に対象物質を含んでいても、「廃棄物の当該事業所の外への移動量」として報告しない可能性があると思います。</p>	1	<p>工場廃水をパイプラインにより他の事業所の廃水処理施設に搬送し、そこから公共用水域に排水または下水道に放流されている場合は、廃水処理施設からの対象物質の排出量及び移動量を当該事業所からの排出量及び移動量として把握、届出してください。</p>
2	<p>ここで規定されている廃棄物とは廃掃法で規定されている一般廃棄物、産業廃棄物を示すのでしょうか。法律上は産業廃棄物であってもリサイクル目的であれば含めなくてもよいのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>パイロット事業ではリサイクル目的の移動量が記入できました。報告する側としてはこの点は情報開示にあたって重要かと思います。</p> <p>「廃棄物」の定義を明瞭にしていきたい。(廃棄物処理法との関係など)</p> <p>(理由)</p> <p>事業所からの廃棄物を逆有償で(費用を支払って)再資源化を委託しているような場合に、「廃棄物」に該当するかどうか不明瞭である。また、有償かどうかの判断において、委託先までの運賃をも勘案すべきかどうか不明である。</p>	1	<p>本法における「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する「廃棄物」のことです。したがって、リサイクルを目的としても廃棄物処理法における廃棄物の場合は、本法において、廃棄物の当該事業所の外への移動に該当します。</p> <p>その他、本法において廃棄物に該当するかどうかは、廃棄物処理法における廃棄物に該当するかどうかで判断してください。</p>

6. 届出の方法等について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>法第5条（排出量等の届出）は都道府県知事を経由して届け出ることになっているが、具体的な窓口が不明のため、施行規則中に「届出先又は受付窓口」を追加して欲しい。</p> <p>（理由） 都道府県における届出用紙の配布、届出窓口がはっきりしない。自己申告であるため、手続きが分からなく届出をしない企業が出てくる可能性がある。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>（理由） 法第5条第3項の規定に基づき、当該届出に係る事業所が所在する都道府県知事を経由して主務大臣に届出することとなりますが、その際の都道府県担当部署については、経済産業省、環境省のホームページ等で公表していく予定です。</p>
	<p>「届出の窓口」の項目を追加してほしい。</p> <p>（理由）自己申告であるため、手続きがわからなく届出をしない企業が出てくる可能性がある。</p>	1	
2	<p>1物質、1枚の様式になっている。表形式にし1枚で多くの物が届出出来るように欲しい。</p> <p>（理由） 紙の削減になる。表計算ソフトの使用で集計の簡易化が図れる。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>（理由） 法第5条第2項の規定により、届出を行う排出量及び移動量は、第一種指定化学物質及び事業所ごとであり、事業者における記入の際の利便性、誤記入の防止等の観点から、所定の様式を定めるものです。</p>
3	<p>法第20条に示されている「電子情報処理組織」による届出について、その方法及び様式、ファイル形式などを記載していただきたい。</p> <p>（理由） 4月の把握開始時点で届出様式に見合った集計を開始したい。後で様式が変わると、事務処理が二度手間になるだけでなく、集計の間違いを生じる恐れがある。</p>	1	<p>法第20条に規定に基づき、今後制定予定の政省令において規定することになります。ただし、届出事項については、本施行規則で規定した事項と同様です。</p>
4	<p>届出書の提出が必要か不必要か判断に迷うことがあるので、より明確にするために「Q&A」や「疑義解釈」の発行を希望する。</p> <p>（理由） P R T R法の対象は取扱物質で決まるが、取扱物質がそのまま排出・移動されないケースも出てくる。取り扱っているが排出量及び移動量がゼロの場合、ゼロの証明のために届出書提出は必要か等、届出が必要なケース又は不要なケースを具体的な事例で明確にしておかないと混乱する。</p>	1	<p>本法に関するQ&A集等については、排出量等算出マニュアルや経済産業省、環境省のホームページ等において今後公開していく予定です。</p> <p>なお、届出対象となる第一種指定化学物質の排出量及び移動量がゼロの場合は、「0」として届出をしてください。その際に「0」である証明書は不要です。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
5	<p>届出対象事業所が2県に跨る場合の扱いは、各々の県に区別することなく、主たる事業所の県に届け出る、と考えてよいでしょうか。</p> <p>(理由) 同一事業所で工程的に密接に関連しているため。</p>	1	ご指摘の通りです。
6	<p>「届出対象事業所が2業種以上の…」とあるが、このケースは同一法人のケースであって、同一敷地に別法人がある場合又は法人間に作業の委受託がある場合のケースは触れられておらず、このようなケースにおける届出者はだれになるのか、何らかの方法(例えば、排出量推計マニュアル等)で明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 排出・移動量の届出事務を混乱なく、円滑に実施したい。</p>	1	<p>本法においては、法第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者には排出量等の把握及び届出の義務が課せられます。御質問のように同一敷地内の別法人に委託されている場合、その別法人の事業活動に伴う部分については、それを管理している(化学物質の取扱いについての責任者が存在する)側が第一種指定化学物質等取扱事業者となります。</p> <p>なお、本内容は排出量等算出マニュアルのQ & A等にも記載しています。</p>

7. 届出事項

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	<p>事業所が多数（7事業所）ある場合、事業所毎に事業所の代表（工場長）の氏名を記載して、各工場毎に届出を行ってよいか。法人の代表者としなければならないか。</p> <p>（理由） 当社では、工場毎の管理を進めている。</p> <p>本社があつて各地に事業所があるような事業者の場合、各事業所が届出をしても良いようにしてほしい。</p> <p>（理由） 各事業所とのやりとりや、都道府県とのやりとりで事務が繁雑になるのを防ぐため。</p> <p>届出事項に〔1〕とあるが、別記様式の届出書には、届出者欄はその事業所長名で、例えば『住所：～、氏名： 会社 工場工場長』という表記で記載して届出をしたいが、これでよいか。</p> <p>（理由） 各都道府県知事経由で主務大臣へ提出するので、所在地の事業所の責任者から届出することにより、届出事務の円滑化を期する。</p>	1	<p>届出者は事業者の事業活動に責任を有する者である必要があることから、法人にあつてはその代表者としている所です。</p> <p>なお、本法における運用として届出者名を工場長等に代用できるかどうかについては、他法令の運用実態を参考にしつつ、今後引き続き検討を行います。</p>
2	<p>法では、当該事業所で第一種指定化学物質の年間使用量が1トン以上の場合には届出の対象となっているが、届出事項では、当該化学物質を何トン使用しているかの届出がない。</p> <p>届出事項に年間の当該化学物質の使用量を届けさせる必要があると思います。</p> <p>（理由） 大量に取り扱っていても、排出量が少ないのは、その事業所の努力の結果であり、また、少量しか取り扱っていないのに取扱量のほとんどを排出している場合との比較ができない。それを評価できるような形として、年間取扱量を届出させる必要があると考えます。少量の取扱量でそのほとんどの量を排出・移動させている事業所は、取扱量と排出量の情報公開により、排出量を減らすための処置を行うと考えられ、P R T R制度の本来の目的を達成する一つの方法となると考えられる。</p>	1	<p>P R T R制度は、事業者自ら化学物質の環境への排出量等を把握してもらい、行政としてその届出を受けて環境への排出の全貌を明らかにするものであることから、そのP R T Rの本来の目的を達成するために事業者へ届出義務を課するのは環境への対象化学物質の排出量及び移動量だけで十分とで考えております。なお、P R T R制度を実施している諸外国のP R T R制度やO E C Dの勧告においても、取扱量等については届出を求めておりません。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
	<p>取扱量の記載欄が必要ではないか。 (理由) 本制度における届出義務は取扱量がベースとなり、取扱量とともに排出量、移動量を記載しないと記入ミスが発見できない。また、届出の単位は取扱量の裾切りと同様にトン/年とした方が整合性がある。</p>	1	
	<p>現案の[1] ~ [5]のほかに「取扱量」、「消費量」(反応によって他物質に変化したり製品に含有もしくは同伴されて場外に持ち出される量)、「除去処理量」(場内で焼却、中和、分解、反応処理などにより他物質に変化した量)、「リサイクル量」。 [5]および「取扱量」、「消費量」、「除去処理量」、「リサイクル量」の算出方法(算出方法の種類は第一種指定化学物質の排出量や移動量の算出方法に挙げられた方法であればその名称で、それ以外の場合はその説明を届け出る) (理由) 届け出を受けた都道府県等が、排出量、移動量の情報の正確性を把握するために、そして疑わしい場合は確認をするための参考情報として必要と思います。これらの情報はPRTR法施行以前にすでに大手企業では実施され、かつ、すでに各社の環境報告書で公表されていることから、対象企業であれば把握しているものと推測できるし、なんらかの計算をしている以上、算出方法も特定できると思います。</p>	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
3	<p>それぞれの欄に、「施行規則」に規定する内容の(案)で示されている、排出量の算出の方法([1]～[5])、及び、移動量の算出の方法([1]～[5])について、別記様式に記入した排出量及び移動量の算出に用いた方法の番号を、それぞれ、1～5までの対応する数値で記入する欄を追加する。</p> <p>(理由)</p> <p>(1)いかなる方法を用いて排出量等を算出したかは、報告された数値の信頼性に大きく影響する。集計等を行なった数値の物質毎の信頼性等をおおまかに見積るための基礎情報として、いかなる方法がどの程度用いられたかを把握することは、大きな意義を有するため。</p> <p>(2)どのような方法による算出が行なわれているかが把握されることにより、将来的に、排出量移動量を算出する事業者に対して、算出のために必要な技術的情報提供を効果的に行うことができ、またそのために必要な算出手法の調査研究等を重点的に実施することが可能となるため。</p> <p>(3)「施行規則」に規定する内容の(案)で示されている算出方法のうち、排出係数を用いる方法については、排出移動の状況にきめこまかく対応し、かつ我が国の実態に適合した信頼性のある排出係数の利用が、排出量移動量の数値の信頼性を確保する上で不可欠である。</p> <p>(4)数値による記入であれば、記入者にとって、実際的な事務量の増加にはつながらず、別記様式に算定方法についても合わせて記入することにより、むしろ報告者の排出量等の算定に関する注意が高められることを通じ、結果的に算出・記入ミスが低下することも期待しうる。また、PRTRのための情報システム・ソフトウェアに対しても、算出手法について配慮させる誘因を与えることになる。</p> <p>以上より、排出量移動量に関する情報として、算出方法についても、施行規則で定めることについては、法の持つ各種の意義に照らして、十分な必要性、効果を有するものと考えます。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>PRTR制度は、事業者自ら化学物質の環境への排出量等を把握してもらい、行政としてその届出を受けて環境への排出の全貌を明らかにするものであることから、そのPRTRの本来の目的を達成するために事業者へ届出義務を課するのは環境への対象化学物質の排出量及び移動量だけで十分とを考えております。</p> <p>なお、届出された数値の信頼性の検証等に利用するためには、算出の方法([1]～[5])のみならず、算出経緯や利用した数値等をすべて報告していただく必要があり、これらを届出事項として事業者へ義務づけすることは過重な負担となると考えます。</p> <p>ただし、排出量及び移動量の算出に用いた方法及び算出経緯と利用した数値等は、これらが事業所における化学物質の管理のあり方の参考となり、また、次年度以降の排出量及び移動量の算出の参考にもなるため、事業者においてできるだけ整理して保存しておくことが望ましいと考えます。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
4	<p>事業所の所在地の届出においては、所在地を記述する文字情報だけでなく、位置の特定を容易にするために緯度・経度などの数値情報を付加すること。</p> <p>(理由)</p> <p>米国におけるTRIデータのインターネット上での公開の例を引くまでもなく、化学物質の排出・移動の実態を俯瞰するためにPRTTRデータを地図上で表現することは我が国においても当然の要請と考えられ、地図化を的確かつ容易に行うためには、事業所の所在地を地図化に適した数値情報として届け出ることが必要である。</p>	2	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>所在地ごとの緯度・経度情報は、現状では誰もが容易に入手できるような情報ではなく、これを届出事項として事業者に義務づけすることは過重な負担になると考えます。</p> <p>なお、PRTTR制度の地域ごとの排出量データについて広く国民に分かりやすい形で公開していくことは重要であることから、届出結果の集計・公表の際にはGIS等の利用も検討していきたいと考えます。</p>

別記様式について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	業種コードの資料がわからない。 (理由) 施行令第3条の1～23のことであろうか。出典を明らかにしてほしい。	1	業種コードとは、日本標準産業分類(総務省)における分類番号のことであり、ご指摘を踏まえ、記載した業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載する旨、別記様式の備考4に明記しました。
	業種コードを記載する欄があるが、このコードとは何かを明確にしてほしい。 (理由) 届出書作成内容の正確性を期すため。	1	
2	届出者印を押すようになっていきます。届出方法の一つに電子媒体(フロッピーディスク等)が候補にあると聞き及んでいます。書面では印は可能ですが、電子媒体では不可能と思います。印はやめていただきたい。 (理由) 電子媒体、情報ネットワークが主流かと思えます。印を省略した届けの方が効率です。	1	排出量等の届出等については、法第20条に基づき、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行うことが可能ですが、その方法等については、今後制定する政省令において規定する予定です。本施行規則では、書面による排出量等の届出について規定するものであり、届出者の押印の他に届出者本人が署名することができる旨別記様式の備考8に明記しました。
	押印、署名等とされているが、電子情報では運用しないのでしょうか。(別紙についても同様)	1	
3	法人の代表者とは事業者の代表者でしょうか、事業所の代表者でしょうか。	1	排出量等の把握、届出に義務が課せられるのは、第一種指定化学物質等取扱事業者であるため、法人の代表者とは、事業者の代表者です。
4	届出書様式中に排出・移動量の対象年度の欄を設ける。(届出年月日から何年度のものは判断しようと思えばできるが) (理由) 届出書作成内容の正確性を期すため。	1	原案どおりとすることが適当と考えられます。 (理由) 法第5条第2項及び本施行規則においては、届出を行う排出量等は当該年度に把握した排出量等を翌年度の6月30日までに行う旨規定していることから、別記様式において記入される届出年月日をもって、対象となる年度が特定できるため、別記様式中に対象年度の欄は不用であると考えます。
5	連絡先、とあるが住所、電話、FAXのどこまでを記入するか明確にしてほしい。 (理由) 届出書作成内容の正確性を期すため。	1	ご指摘を踏まえ、連絡先は電話番号としました。
	連絡先とは電話番号でしょうか、E-mailアドレスでしょうか。	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
6	<p>事業所だけでなく、事業者の常用雇用者数の情報を記載する欄を設けていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>事業者の常用雇用者数が21人以上であるかどうかを確認するため。原案の事業所の常用雇用者数の欄に、20人以下の記載があった場合、当該事業所が届出対象となるかどうかを判断するためには、事業者の常用雇用者数の情報が必要。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>排出量等の届出を行った事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者の要件の一つである事業者において常時使用する従業員の数が21人以上を満たしていることは明らかであり、これを確認する必要がないため、当該事業者における常時使用する従業員の数に関する事項の届出は不用であると考えます。</p>
7	<p>届出者の氏名の記載及び押印に関しては、事業所所長名及びその押印でも可とする規定を設けていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>事業所の負担を軽くすべき。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適切と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>届出者は事業者の事業活動に責任を有する者である必要があることから、法人にあってはその代表者としている所です。</p>
	<p>届出者については、敢えて法人の代表者と規定せずに、当該事業所の長として頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>第一種指定化学物質の排出量・移動量の把握は、当該事業所の長が事業所単位で行うこととされている。このことから、当該事業の所在地を管轄する都道府県知事経由で主務大臣への届出については、届出者を当該事業所の長とする方が妥当である。</p>	1	<p>なお、本法における運用として届出者名を工場長等に代用できるかどうかについては、他法令の運用実態を参考にしつつ、今後引き続き検討を行います。</p>
8	<p>備考4に二以上の業種に属する事業所にあつては、全業種を記載とありますが、全業種を記載する意味が分かりません。主業種または、化学物質を主に排出している業種だけを記載するようにしてもよいのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>業種と業種コードを全部書かせてもその管理方法が不明であり、化学物質が何に起因しているのかがわからなくなる。 業種を全て書いても化学物質と関係のない業種であれば意味がない。</p>	1	<p>主業種以外の業種からも第一種指定化学物質が排出されることがあり、またその分も把握の対象となることから、主業種だけ記載することは適当でないと考えます。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
9	<p>事業所の名称を記載するようになっているが、事業所名称に対する「ふりがな」を記載させるようにすべきではないのか。</p> <p>(理由)</p> <p>この届出は、データベース化を考えられていると思われませんが、その際に事業所の名称に対するふりがながおそらく必要になると思います。また、検索するときにふりがなでの検索が必要と考えられます。その際に、届出者にふりがなをつけてもらうのが正しいふりがなとなるのではないのでしょうか。データ化する際に、その担当者をつけるのであれば、名称の読みが事業者の読みと異なってしまいませんか。</p>	1	<p>ご指摘を踏まえ、事業所の名称等の記入欄に「ふりがな」を記載する欄を設けました。</p>
10	<p>「法第六条第一項の請求の有無」に有無を記載するように考えられるが、有と無との意味が不明確であるのでどのような場合に「有」として、どのような場合に「無」とするのかを明確に記載する必要があるのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>有無の記入の要件がないため。</p>	1	<p>当該年度の排出量等の届出を行う時点において、届出を行った以降に法第6条第1項に規定する請求を行おうとする事業者、又は当該届出を行う以前に当該年度に係る法第6条第1項に規定する請求を行った事業者については、「有」と記載して下さい。また、法第6条第1項に規定する請求の「有」、「無」の記載は、当該請求の認否とは関係がありません。</p>
	<p>「法第六条第一項の請求の有無」の欄は不要と考える。</p> <p>(理由)</p> <p>このような事項を届出の段階で事業者に問うのは法の趣旨に反するのではないか。この欄の必要性が地方自治体に対応化学物質分類名への変更請求の有無を把握させるためならば、それは請求を認定した時点で国から地方自治体に通知すれば足りる。</p> <p>この欄に「有」と記載できるのは請求が認められた場合とすれば、届出書の提出期限は年度毎の6月30日までであり、この日までに事業者が対応化学物質分類名への変更請求を行い、それを国が審査し、請求を認めて事業者が請求の有無を記載することになるので請求・審査・届出の日程が窮屈になる。</p> <p>この欄に「有」と記載できるのが事業者が請求を行った場合とすれば、この数を把握することにどのような意味があるのか理解できない。</p> <p>以上のようにこの欄が存在することによって法の基本的な趣旨が曲げられるだけでなく、事務処理上も不都合な点が多く、この欄を設定すること自体が理解できない。従ってこの欄は不要と考える。</p>	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
11	A4 用紙であれば、様式は指定の内容をカバーして事業所で作成したものを利用しても良いのでしょうか。	1	別記様式に従って記載されたものであれば、事業所で作成した用紙でも結構です。

別記様式別紙について

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	「特定第一種指定化学物質」もこの用紙を使うことを明記する。 (理由) 特に「届出書」には、「第一種指定化学物質」の記載しかない。	1	御指摘を踏まえ、誤解のないよう別記様式の別紙備考1に明記しました。
	「特定第一種指定化学物質」もこの用紙を使うことを明記する。	1	
2	届出対象としては「元素及びその化合物」、報告対象は「当該元素量に換算した量」を明記した方がよい。 (理由) 製造者、使用者で混同している。	1	御指摘の趣旨は、施行規則第2条及び第3条において明記しておりますが、P R T R排出量等算出マニュアルにおいても解説する予定ですので、ご参照下さい。
3	第一種指定化学物質の名称部分にパイロット事業の様式と同様にC A S No. を追記した方がよい。 (理由) 物質を正確に特定するため。	1	原案のとおりとすることが適当と考えられます。 (理由) 第一種指定化学物質の政令の号番号で正確に特定できると考えます。
4	排出量及び移動量の単位(ダイオキシン類以外)は、報告単位としてあまりにも細かすぎるので、「t/年とし、有効数字1桁から2桁(ただし小数点以下第一位まで)としていただきたい。 (理由) 同一地域にあるA社(排出量30t)、B社(30kg)では、A社の排出量は29500~30499kgの許容範囲であり、集計ではB社の30kgが誤差範囲に入り、集計方法として環境保全上有意義なものであるか疑問。	1	御指摘も踏まえ、排出量及び移動量の届出の際の有効数字は、有効数字2桁とする旨を別記様式の別紙備考5に明記しました。 また、排出量及び移動量の届出の際の単位として、「トン/年」を用いて小数点第1位までの表示とした場合、実質的に100kg/年未満の排出量又は移動量が把握できなくなることから、「kg/年」を用いる旨を規定しました。
	有効数字2桁から3桁(ただし、小数点以下第一位まで)の意味が分かりにくいのではないのでしょうか。 5134なら5130又は5100、513なら513又は510、51.3なら51.3又は51、5.13なら5.1、0.513なら0.5、0.0513なら0.1ということでしょうか。	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
5	<p>「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」報告様式について、排出量、移動量を算出した結果が0.0kg/年である場合、報告不要と明記してもらいたい。</p> <p>(理由)</p> <p>報告様式に取扱量を記載する欄がないので、取扱量が法で規定する量以上であっても排出量、移動量を算出した結果が0.0kg/年である場合、報告としての意味を成さないことから、報告を不要と明記してもらいたい。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>年間取扱量が1トン以上等の要件を満たすものであれば、その物質の把握、届出の義務があります。排出量等の算出結果が0.0kgであっても、当該事業者としての排出量等の状況を示す数値として届出を行う意義が認められますので、届出していただくことが必要です。</p>
	<p>取扱量等の条件が該当すれば排出量・移動量がゼロ(0.1未満)の場合でも報告するのでしょうか。</p>	1	
6	<p>下水道業における終末処分場の放流水に関して、届出対象物質の濃度がすべて定量下限値未満の場合においては、一括記載(1枚の用紙)で済む形式をとっていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>届出書類の節約及び記載労力の軽減が期待できる。</p>	1	<p>原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>法第5条第2項の規定により、届出を行う排出量及び移動量は、第一種指定化学物質及び事業所ごとであり、事業者における記入の際の利便性、誤記入の防止等の観点から、所定の様式を定めるものです。</p>
7	<p>別名のあるものは、なぜ別名の記載とするのでしょうか。別名のみで良いのでしょうか。</p>	1	<p>届け出られる排出量及び移動量は、第一種指定化学物質ごとであり、別記様式においては、当該物質の名称とともに政令における号番号を記載することにしております。号番号を記載することにより、第一種指定化学物質が特定でき、事業者における負担軽減の観点から、令別表第1に別名の記載がある場合、名称については、別名を記載することとしております。</p>
8	<p>廃棄物の当該事業所の外への移動においては、中間処理か安定型・管理型・遮断型埋立かの区分の記載が必要ではないのでしょうか。</p>	1	<p>本法においては、移動量は排出量を補完する数値として位置づけられており、その区分について記載する必要はないと考えます。</p>
9	<p>廃棄物の定義の明示が必要です。事業所においては非常に混乱しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の定義によるのでしょうか。 ・逆有償リサイクルの場合は廃棄物移動なのか、リサイクルなのかの明示が必要です。 ・中間処理委託の場合は、業者の処理実績で廃棄物量とリサイクル量を分けて計上するのでしょうか。 	1	<p>本法における「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する「廃棄物」のことです。したがって、リサイクルを目的としても廃棄物処理法における廃棄物の場合は、本法において、廃棄物の当該事業所の外への移動に該当します。</p> <p>その他、本法において廃棄物に該当するかどうかは、廃棄物処理法における廃棄物に該当するかどうかで判断してください。</p>

その他の意見

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
1	断熱材の気泡中にP R T R法第一種指定化学物質(HCFC-141b)が気体として入っております。外観は固体なので製品として問題はあ るのでしょうか。	1	いただいたご意見は、本施行規則で規定する事項の範囲外のご意見であり、製品の要件等個別具体的なご質問は別途お問い合わせください。
2	対象物質の数があまりにも少なすぎる。世の中には数万とある化学物質のうち対象物質が435物質ではあまりにもお粗末すぎるのではないか。ほとんどすべての化学物質を対象にすべきである。また法律には従業員数とか会社の規模で除外規定を設けているようであるが、これでは抜け穴だらけで、正確な量を把握することは困難である。	1	いただいた御意見は、本施行規則で規定する事項の範囲外の御意見ですので、一般的な御意見として参考にさせていただきます。
3	「常時使用される」という範囲を明確にしていきたい。 (理由) 事業所内における作業を別事業者へ委託している場合など、従業員として数えるのかどうか不明瞭なため。	1	「常時使用する従業員」とは、その年度の最初の日(4月1日)に、ある第一種指定化学物質等取扱事業者へ期間を定めず使用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて使用されている人又は前年度の2月及び3月中に18日以上使用されている人のこととしております。 また、常時使用する従業員の範囲として、当該事業者の管理する事業所内で当該事業者の営む事業に実際に従事している者とするのが実態に即していることから、当該事業者における「常時使用する従業員の数」には、当該事業者からの委託・請負により当該事業者の事業所で働いている別会社の従業員(例えば、A社工場のプラントの運転・管理を委託されたB社の従業員が、常時A社工場働いている場合)の数を含めるものとしております。
4	物質名の別名をすべて網羅して欲しい。 (理由) ノニルフェノール・[]フェニルエーテルの区分が困難である。	1	事業者の方が対象物質を特定しやすくするように、今後、参考情報としてできるだけ多くの別名をホームページなどで提供してまいりたいと考えます。
5	生分解性のある化学物質の排出量及び移動量を把握することの妥当性。(第一種指定化学物質67グルタルアルデヒド) (理由) グルタルアルデヒドについては好気性、嫌気性の両システムで物質代謝の研究がなされており、環境中において持続性はなく生分解性があるとされています。	2	P R T Rの対象となる第一種指定化学物質については、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえて環境庁、厚生省、通商産業省の3審議会にて審議された結果を踏まえ、平成12年3月29日公布の法施行令にて指定したものです。 なお、物質の選定の際には、環境中での分解性も考慮して物質の選定を行っています。

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
6	<p>当該事業所において取り扱う第一種指定化学物質（フロン）の量を米国、カナダ並みの10tにして欲しい。また、猶予期間は2年から5年にして欲しい。</p> <p>（理由） 老朽化した大型冷凍設備は、保守管理上ある程度の漏洩が考えられ、規制値1t/年以内に抑えられない可能性がある。設備修理、更新に多額の費用を要し事業者の経営を圧迫することになりかねない。</p>	1	<p>P R T Rの対象となる第一種指定化学物質の取扱量の要件については、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえて環境庁、通商産業省の2審議会で審議された結果を踏まえ、平成12年3月29日公布の法施行令に規定したものです。</p> <p>なお、取扱量の裾切り基準である年間1トン以上は排出規制値ではないのでご懸念にはあたりません。</p>
7	<p>構内設備の塗装等、第一種指定化学物質が含まれる製品を使用する作業を委託した場合の排出量等の把握は、受託側に義務があることを明記すべきではないか。</p> <p>（理由） 第一種指定化学物質が含まれる製品を購入した事業者の方が、排出量等の把握が正確にできる。</p>	1	<p>構内設備の塗装については、当該業務を委託する事業者が管理の責任があると思われまますので、当該委託事業者に届出義務が課せられることとなります。</p>
8	<p>今回の様式では電子化内容が明確になっていない。パイロット事業に参画した企業は平成12年度の集計ソフト（各都道府県より支給されたもの）を有効に使用できるようにして欲しい。</p>	1	<p>排出量等の届出等については、法第20条に基づき、電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行うことが可能とされていますが、その方法等については、今後制定するの政省令において規定する予定です。</p>
9	<p>代替フロンR22について、基準は平成13年度以降に導入される設備を対象とし、一律基準なら米国並みの10トン。あるいは事業規模に応じた基準とする。（工場が分割されていれば、合計で上回っていても義務なし、集約型なら義務ありとなるのはおかしい）（フロンR22は過去政府指導のもと導入し、既設設備まで対象となるのは不当）</p> <p>（理由） 事業活動（食品）による生成物と直接関係のない設備面だけの理由で、その数値の報告と公表が誤解を生むのではないかとという危惧から。</p>	1	<p>いただいた御意見は、本施行規則で規定する事項の範囲外の御意見ですので、一般的な御意見として参考にさせていただきます。</p>
10	<p>情報開示については企業名を伏せるものとし、虚偽報告など悪質な場合に限ることとする。</p> <p>（理由） 事業活動（食品）による生成物と直接関係のない設備面だけの理由で、その数値の報告と公表が誤解を生むのではないかとという危惧から。</p>	1	<p>法第10条において、開示請求権についての規定があり、何人も法第8条第4項の規定による公表に係る集計結果に集計されているファイル記録事項であって主務大臣が保有するものの開示を請求することができる旨規定されております。</p>

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
11	<p>2010年には、フロン製造中止の方向ということですが、できる限り設備入れ替えの早期実現に向け助成制度を強く望みます。</p> <p>(理由)</p> <p>事業活動(食品)による生成物と直接関係のない設備面だけの理由で、その数値の報告と公表が誤解を生むのではないかという危惧から。</p>	1	<p>いただいた御意見は、本施行規則で規定する事項の範囲外の御意見ですので、一般的な御意見として参考にさせていただきます。</p>
12	<p>ここでいう「取り扱い」とは何かを、この省令で定義していただきたい。現行案では、副生成物中の対象物質が、「取り扱い」の対象となるのか不明であり、事業者によっては、「取り扱い」とみなさない可能性があります。</p> <p>(理由)</p> <p>今後、国が作成し、配布するマニュアルに「取り扱い」の定義を示すかもしれませんが、マニュアルがすべての事業者に配布されるとは限らないので、重要な事項は、この省令で説明を加えるべきです。</p>	1	<p>本施行規則で規定する事項は、法第5条第1項及び第2項において、主務省令で定めることになっている第一種指定化学物質等取扱事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の算出の方法、把握すべき事項、届出すべき事項等です。</p> <p>当該事業所において業として取り扱う第一種指定化学物質の取扱量の解釈については、P R T R排出量等算出マニュアル等において解説する予定です。</p> <p>なお、事業活動に伴って付随的に生成又は排出される物質については、</p>
	<p>内容(案)の3.[1]では「業として1年間に取り扱う第一種指定化学物質が」という表現がありますが、「取扱量＝使用量＋製造量」の様な表現で取扱量の算出方法を明確にしていきたい。さらに、法第二条第5項第二号にある「付随的に生成させた第一種指定化学物質」を取扱量に算出するのであればその旨も明記していきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>法第二条第5項では「製造」、「使用」、「付随的な生成」という3つの取り扱い形態が書かれていますが、文面の解釈によって「付随的な生成」が取り扱いに含まれるのかどうか異なってくるため。</p>	1	<p>3 . No 4の意見に対する考え方・対応を参照して下さい。</p>
	<p>排出量及び移動量を把握する者は、当該事業所において業として1年間に取り扱う第一種指定化学物質が1トン(経過措置期間は5トン)(特定第一種は0.5トン)以上となっているが、「業」とはどこまでの範囲を意味しているのか何らかの方法(例えば、排出量推計マニュアル等)でわかるようにしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>取扱量の算定根基にどこまでのものを対象として参入する必要があるのか、また、排出・移動量を把握すべき対象のものかどうかを正確に把握したい。</p>	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
	<p>「取扱量」の定義(対象と範囲)を明確にしてほしい。 (理由) 「取扱量」については、本施行規則(案)において「製造量、使用量等の取扱量の合計」との記述しかなく、当該第一種指定化学物質若しくは当該物質を含む製品の製造量及び使用量を指すものと思われるが、例えば、以下のような事例においては施行規則(案)の内容だけでは判断がつかかねる。当該物質を保管している場合には取扱量として扱われるのか、不明である。</p>	1	
	<p>「取扱量」の定義をP R T R法令の中に組み込んでいただきたい。 (理由) 中央環境審議会第二次答申で「取扱量(製造量、使用量等)」と記載されているものの、これまで公布のP R T R法令上は明確に定義されていない。</p>	1	
13	<p>事業所内での処分の取扱いについて、第一種指定化学物質を使用し、製造により第一種指定化学物質以外の物質に変化する場合、廃棄物処理で別の物質に変化する場合は、どのような届出をするのか。 (理由) 他物質への変化量についても移動量として算出するのか、除くのか明確でない。</p>	1	取扱いの過程において第一種指定化学物質以外の物質に変化した場合には、もとの物質の移動量として算出する必要はありません。
14	<p>P R T R制度に係るマニュアル、Q & A集等を整備し、排出・移動量の算出方法等の理解促進に努めていただきたい。</p>	1	排出量及び移動量の算出方法等については、P R T R排出量等算出マニュアル等において解説する予定であり、事業者の方々の理解促進に努めて参る所存です。
15	<p>報告対象事業所の定義を明確にしてもらいたい。 たとえば、個別の無人あるいは規模の小さい事業所と、それを一括して資材等を管理する事業所がある場合、報告は前者毎になるのか、後者となるのか。仮に後者の場合、管轄が複数県にわたる場合、どこへ報告することとなるのかご教示願いたい。</p>	1	法第5条第2項で規定されている届出については、第一種指定化学物質及び事業所ごとに行う旨規定されており、本施行規則において排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質についても事業所ごとに把握すべき旨規定するものです。したがって、人の有無、規模の大小にかかわらず、事業所ごとに本施行規則で規定する事項を把握し、届出を行うこととなります。
16	<p>構内に複数の会社が存在し、一連のプラントを操業しているような場合、排出量の把握は会社毎になるのか、あるいは土地、建物を管理する会社が一括して把握する必要があるのかご教示願いたい。</p>	1	本法に基づく把握義務は事業者ごとに課せられることになっています。このため御指摘の構内に複数の会社が存在し、一連のプラントを操業しているような場合であっても、事業者ごとに把握義務が課せられることとなります。

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
17	事業所の建築物の塗装に用いる塗料中の第一種指定化学物質は、法に基づく届出の対象となるのか。	1	いずれも届出の対象外となります。
	事業所構内の緑地のために使用される農薬中の第一種指定化学物質は、法に基づく届出の対象となるのか。	1	
18	事業所内にて、請負工事等により第一種指定化学物質を取り扱う場合、その第一種指定化学物質の排出・移動量の把握および届出を発注元の事業者が行うのか、それとも請負った業者が行うのか、迷う場合があると思われる。そのような場合、何に基づいて決めればよいのか。 たとえば、プラント建設中に使用される第一種指定化学物質の排出・移動量の届出は、発注先であるプラントメーカーが行うのか。また、対象事業者が、第一種指定化学物質である石綿を含んだ建材を、請負工事により解体・取り替えを行い、その請負工事会社が特別管理産業廃棄物として処分する場合は、法の製品に該当しないことから、届出は必要ないと解してよいのか。	1	建設、解体に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、把握、届出の対象とはなりません。
19	事業所で保有している自動車の燃料に含まれる第一種指定化学物質は、届出の対象になるのか。	1	乗用車から排出される対象物質については、国において排出量の推計を行うことになっており、届出の必要はありません。
20	法第2条において「それぞれ放射性物質を除く」とあるが、放射性物質を混合した対象物質の集計上の取扱いについて明記すべきではないか。 (背景)低濃度放射性廃棄物中のホウ素について、移動量に集計すべきか判然としない。	1	放射性物質については、その有害性と取扱いの特殊性から、原子力基本法等で一般的な化学物質とは別に特別な管理がなされているところであり、低濃度放射性廃棄物は対象外となります。
21	廃棄物処理法の適用を受け、産業廃棄物の運搬、処分の委託処理に manifests の交付が必要となるものがあるが、再生資源化を目的として移動する場合であれば、この移動量を報告する必要はないと理解してよいのか。	1	本法における「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する「廃棄物」のことです。したがって、再資源化を目的としても廃棄物処理法における廃棄物の場合は、本法において、廃棄物の当該事業所の外への移動に該当します。
22	P R T R法に係る「基本Q & A集」の「問16(第5条関係)」で規定の「事業所」とは「鉱業所」あるいは「鉱場・試掘場」のどれと捉えればよいのか。	1	第一種指定化学物質等取扱事業者が所有する第一種指定化学物質等が取り扱われている事業所又は政令第4条に規定する鉱山保安法等他法令で規定する施設を設置している事業所のことであり、後者となります。
	「事業所」を「鉱業所」と捉えた場合、管轄事業場が複数県にまたがる各鉱業所の届出先はどこになるのか。	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
23	「事業所」を「鉱場・試掘場」と捉えた場合、常時雇用従業員数21名未満及び/又は第一種指定化学物質の年間取扱量が所定量以下の「事業所」でも、P R T Rの届出が必要なのか。	1	事業所である鉱場・試掘場を所有する第一種指定化学物質等取扱事業者が常時使用する従業員の数が20人未満の場合は、届出は必要ありません。また、常時使用する従業員の数が21人以上の事業者で、第一種指定化学物質等取扱事業者が所有する第一種指定化学物質等が取り扱われている事業所又は政令第4条に規定する鉱山保安法等他法令で規定する施設を設置している事業所については、届出が必要となります。
24	鉄工場も「原油及び天然ガス鉱業の一部をなす」と考えてよいのか。もし異業種と認定された場合、届出者、届出先、主務大臣は誰になるのか。	1	鉄工場は通常は製造業に該当すると考えられますが、そうでない場合は個別にご相談ください。
25	油・ガス田の試・探掘・開発段階では、掘削機器の使用によって坑井を掘削する事業場（鉱山）＝試掘場の設置・廃止を、稼働期間1ヶ月～1年程度で断続的に繰り返す。この事業場は同掘削機器とともに同一県内又は複数県にまたがって頻繁に移動する。その都度、所属鉱業所が変わることも多い。 こうした短期間かつ複数県をまたがって移動・稼働する、移動性に富んだ事業場でのP R T R制度はどのように運用すればよいのか。	1	第一種指定化学物質等取扱事業者が有する事業所ごとに当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由し、主務大臣に対し当該年度における第一種指定化学物質ごとの排出量等の届出を行うこととなります。
26	大気・海洋汚染等に係る物質は排出規制が厳しく含有率が非常に低いと言えるが、こうした物質の排出量・移動量は把握・報告する必要がないと考えてよいのか。 また、この規定に係る上記解釈は、法施行令第4条第1号イ、ロの要件に該当の第一種指定化学物質等取扱事業者のみならず、同条号ハ～ホの要件に該当の事業者でも同じか。	1	ご質問の大気・海洋汚染等に係る物質のうち、本法における第一種指定化学物質については、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する事業者は本法の規定に基づき排出量及び移動量を届け出ることとなります。
	大気・海洋汚染等に係る物質は排出規制値が非常に厳しいため、事業所毎の年間排出量・移動量はごく微量と推定される。それであっても「当該事業者が測定・把握した物質」についてはP R T Rの届出をすべきか。この数値に下限はないのか。	1	

No	意見	件数	意見に対する考え方・対応
27	<p>第一種指定化学物質を1トン/年(当初は5トン/年、特定第一種は0.5トン/年、以下同様)以上取り扱う事業所を有する事業者であっても、取り扱う第一種指定化学物質が1トン/年以下である事業所については届出は必要ないこと(届出の対象は1トン以上使用している事業所であること)を明記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>法、施行令において、所定の取扱量未満の事業所について届出が不要であることが明示されていない。対象の事業者になった場合に、「全ての事業所について取扱量に関係なく届出が必要である」と解釈されると困る。</p>	1	<p>施行規則第4条第1項イ.及びロ.において規定されております。</p>
28	<p>原油及び天然ガス鉱業では複数の油・ガス田から原油及び天然ガスを採集・処理・輸送して販売している。原油及び天然ガスは最終地により成分が異なるものの、販売に関してはブレンド状態としていることが多い。かつこのブレンド比は需給調整等のため季節変化、日変化する。</p> <p>こうした状況にあって当該ブレンド品中の指定化学物質の含有率を、日常的に常時把握することは非常に困難であり、負担が大きい。従ってこの含有率については個々の原油及び天然ガスの成分列記・混合比記載、単純平均採用、加重平均採用等、妥当な方法をもって対処したいが、可能か。</p>	1	<p>いただいた御意見は、本施行規則で規定する事項の範囲外の御意見ですが、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令においては、指定化学物質等取扱事業者が、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供する際の製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位2桁を有効数字として算出した数値により記載することとされております。</p>
29	<p>今回のパブリックコメントの募集期間は1か月にわずかだが足りない期間でした。どのパブリックコメントでも募集期間は最低1か月にしていただくことはできないものなのでしょうか。なぜ今回1か月も満たなかったのか、報道発表資料の中にその理由を明記してほしいと思います。</p> <p>(理由)</p> <p>パブリックコメントを募集する期間を決める根拠が国民にはよくわからないため、理由を教えてください。</p>	1	<p>規制の設定または改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定)では、「1か月程度を一つの目安とし」募集期間を設けることとされており、今回の募集(28日間)はそれを踏まえたものです。</p>